

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 宅地造成等規制法施行令の一部改正

一 題名を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に改めるものとする。 (題名関係)

二 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設に、漁港施設等を追加するものとする。 (第二条関係)

三 法第二条第二号及び第三号の政令で定める宅地造成及び特定盛土等並びに法第二条第四号の政令で定める土石の堆積の規模等を定めるものとする。 (第三条及び第四条関係)

四 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制

1 都道府県知事の許可を不要とする宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事を定めるものとする。 (第五条第一項関係)

2 都道府県知事の許可を要する宅地造成等に関する工事に係る事業のうち、土地の所有者等の全員の同意を不要とする公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業を定めるものとする。 (第五条第二項関係)

(第五条第二項関係)

3 宅地造成に関する工事の技術的基準を定めるものとする。 (第七条から第十七条まで関係)

4 特定盛土等に関する工事の技術的基準を定めるものとする。 (第十八条関係)

5 土石の堆積に関する工事の技術的基準を定めるものとする。 (第十九条関係)

6 都道府県知事 (指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長)

が、都道府県 (指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市) の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において、その設置に代えて他の措置をとることを定めることができる施設の对象に、崖面崩壊防止施設を追加するものとする。 (第二十条第一項関係)

7 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模を定めるものとする。 (第二十三条関係)

8 7に規定する規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、中間検査の対象となる特定工程等を定めるものとする。 (第二十四条関係)

9 定期報告を要する宅地造成若しくは特定盛土等又は土石の堆積の規模を定めるものとする。 (第二十五条関係)

10 宅地造成等工事規制区域内の土地 (公共施設用地を除く。) において、工事に着手する日の十四日前

までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ工事として、崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるものの除却の工事を追加するものとする事。 (第二十六条第一項関係)

五 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制

1 都道府県知事への計画の届出を不要とする特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事を定めるものとする事。 (第二十七条関係)

2 都道府県知事の許可を要する特定盛土等及び土石の堆積の規模を定めるものとする事。 (第二十八条関係)

3 都道府県知事の許可を不要とする特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事を定めるものとする事。 (第二十九条第一項関係)

4 都道府県知事の許可を要する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る事業のうち、土地の所有者等の全員の同意を不要とする公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業を定めるものとする事。 (第二十九条第二項関係)

5 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準を定めるものとする事。 (第三十条関係)

6 資格を有する者の設計によらなければならない措置及び当該設計者の資格を定めるものとする事。

(第三十一条関係)

7 中間検査を要する特定盛土等の規模を定めるものとする事。

(第三十二条第一項関係)

8 7に規定する規模の特定盛土等に関する工事の工程のうち、中間検査の対象となる特定工程等を定めるものとする事。

(第三十二条第二項及び第三項関係)

9 定期報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模を定めるものとする事。

(第三十三条関係)

10 特定盛土等規制区域内の土地(公共施設用地を除く。)において、工事に着手する日の十四日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない工事を定めるものとする事。

(第三十四条関係)

六 主務大臣が、緊急時に、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができ事務は、法第十条第一項、第二項及び第四項、第二十二條第二項、第二十六條第一項、第二項及び第四項並びに第四十一条第二項の規定により都道府県知事が行う事務とするものとする事。

(第三十七条関係)

七 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 建築基準法施行令の一部改正

一 建築基準関係規定に、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可等を追加するものとする事。

(第九条第九号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 建設業法施行令の一部改正

一 建設業の許可をしてはならない者の対象に、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事を行つた場合等における都道府県知事による災害防止措置命令に違反したことにより罰金の刑に処せられた者を追加するものとする事。

(第三条の二第二号関係)

二 特定建設業者が下請負人に対して違反しないよう指導に努めなければならない規定として、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の技術的基準等を追加するものとする事。

(第七条の三第二号関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 宅地建物取引業法施行令の一部改正

一 広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可等を追加するものとする事。 (第二条の五第二十三号関係)

二 宅地の売買等の契約の成立までに説明が義務付けられる重要事項に、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可等に関する事項の概要を追加するものとする事。

(第三条第一項第二十七号関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。

第五 地方住宅供給公社法施行令等の一部改正

一 次に掲げる政令の規定において、地方住宅供給公社等を国の行政機関又は地方公共団体等とみなして準用する規定として、法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）を追加するものとする事。

1 地方住宅供給公社法施行令第二条第一項第六号

2 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第九条第一項第三号

3 国立大学法人法施行令第二十五条第一項第二十号

4 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第二条第一項第九号

5 独立行政法人都市再生機構法施行令第三十四条第一項第七号

6 日本下水道事業団法施行令第七条第一項第六号

7 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二十八条第一項第六号

8 独立行政法人水資源機構法施行令第五十六条第一項第六号

9 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第十四条第一項第四号

二 その他所要の改正を行うものとする。

第六 沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正

一 沖縄振興開発金融公庫による長期資金の貸付け対象に、宅地造成等工事規制区域内の土地における都道府県知事による災害防止措置勧告等に係る工事等を追加するものとする。

(第一条の三第一項第六号口関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第七 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正

一 住宅金融支援機構による資金の貸付け対象に、宅地造成等工事規制区域内の土地における都道府県知事による災害防止措置勧告等に係る工事等を追加するものとする事。
(第三条第二号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第八 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令の一部改正

一 会員契約の締結の開始時期を制限する許可等の処分に、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅
地造成等に関する工事の許可等を追加するものとする事。
(第四条第五号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第九 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

一 広告の規制等に係る許可等の処分に、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する
工事の許可等を追加するものとする事。
(第七条第二十三号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第十 その他所要の改正を行うものとする事。

第十一 附則

一 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。